

## 平成26年度杉並区成年後見センター事業報告書 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

### はじめに

高齢社会の進行等による認知症高齢者の増加など、成年後見制度利用に対するニーズが一層高まる中、平成26年度は、制度の周知と利用促進のため、新たに地域団体等との共同による説明会の実施や区民後見人等への積極的な支援を行うなど、センター業務の着実な進展を図ることに努めた。

また、センターの公益認定に向けて、定款の変更、公益認定申請に係る事務手続きを行い、平成27年4月1日付けで公益社団法人として認定を受けている。

### 第1 相談・申立て手続き支援

区民や関係機関等からの相談件数は、前年度に比べ1.4倍増加し、申立て手続き支援についても、904件から1,367件と大きな伸びを見せている。センターでは、区民等からの相談に、よりの確な対応ができるようOJT研修等を通して、センター相談員のレベルアップを図るとともに、運営委員会の指導等を踏まえ、必要に応じ専門職後見人や区民後見人の紹介を行うなど、適切な支援を行った。

### 第2 成年後見制度及びセンターの活動周知

- (1) 制度の周知と利用促進のため、関係機関や各種団体の連絡会に出席し、センターの機能や成年後見制度について説明を行った。(関係機関対象5回、区民対象4回)
- (2) 特に今後制度利用の必要性が高い方たちを対象とした講演会を関係機関と連携して開催し、後見制度への理解を深める活動を行った。(講演会3回)
- (3) ホームページの内容充実と更新の迅速化を図り、センターの活動について積極的な情報提供を行うとともに、杉並区及び杉並区社協の広報紙において、センター業務のPRを行った。

### 第3 区民後見人の活用と支援

区民後見人自主グループ連絡会の事務局として、勉強会の講師派遣などグループ活動への支援を行うとともに、後見人選任まで待機期間中の支援策として、法人支援員としての活用を行うなど、活動の場の提供を行った。

また、区民後見人を後見人候補者とした申立てを2件行った。

### 第4 親族後見人等へのサポート

昨年度に引き続き、親族後見人を対象に、成年後見制度に関する東京家庭裁判所での最近の動向や後見事務等について勉強会を開催した。

## 第5 関係機関との連携強化

杉並区内の関係機関との連携を強化するため、「杉並区成年後見制度利用促進連絡会」を昨年度に引き続き開催し、併せて、杉並区の関係部署、地域包括支援センターとの間で実務者レベルでの連絡会を開催した。

また、杉並区社協（地域権利擁護事業担当）との業務連絡会を行い、両制度の迅速かつ、適切な利用を図った。

## 第6 法人後見の展開

センターによる法人後見4件を継続した。

法人後見監督については、昨年度より継続の4件のうち、1件は被後見人死亡のため終了。また、新たに2件受任する予定であったが、1件は選任後、確定前に被後見人が死亡し、もう1件についても審判後3ヶ月で被後見人死亡のため終了した。3月末日現在の監督人受任件数は3件となっている。

## 第7 区長申立て手続き支援

区民等が後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないように、杉並区の所管課及び関係する機関との調整・連携を密に行い、申立書の作成や訪問同行など、推進機関として支援を行った。

## 第8 申立て費用等助成制度の適正な運用

成年後見制度利用者への助成制度の周知を図り、助成を希望する方の生活や資産状況等を把握し、適正な運用を行った。（利用実績：報酬助成1件）

## 第9 法人の公益認定

センターの公益認定に向けて、公益法人化に伴う定款の所要の見直し変更、申請書類の作成等公益認定申請に係る事務手続きを行い、平成27年4月1日付けで公益法人として認定を受けている。

また、公益法人化に伴いセンター諸規則について、所要の整備・改正を行った。